

## 熊本県情報公開審査会の答申(平成14年10月22日付け答申第76号)の概要

### 1 事案の概要

- (1)平成13年6月8日付けで実施機関(熊本県知事:高齢保健福祉課)に対して、「介護保険一次認定ソフト(通信部分を除く)」(以下「本件行政文書」という。)について開示請求があった。
- (2)この開示請求に対して、実施機関は、平成13年6月20日付けで、本件行政文書は条例附則第6項第2号の規定により、条例に基づく開示請求の対象にならないとして不開示決定を行った。
- (3)上記の決定に対して、平成13年7月21日付けで開示請求者から、異議申立てが行われた。
- (4)実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、平成13年7月31日付けで熊本県情報公開審査会に諮問を行った。
- (5)今回の答申は、この諮問に対する答申である。

### 2 主な争点

本件行政文書(CD-ROMに記録されたプログラムの一部)は条例上開示請求の対象となるものであるか否か。

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
条例の対象となるものか否かを行政文書の作成又は取得時期のみで判断し、現在日常的に使用しているものまで適用対象外とするのは条例の解釈が狭義に過ぎ、原則公開の条例違反である。	条例附則第6項本文及び同項第2号は、行政文書のうち平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成し又は取得した電磁的記録は条例第2章の適用対象外であり、開示請求できる行政文書に当たらないことを規定している。よって平成11年9月に取得した電磁的記録である本件行政文書は、開示請求の対象にならない。

### 3 答申の概要

#### (1) 審査会の結論

実施機関が不開示とした決定は妥当である。

#### (2) 争点についての審査会の判断の要旨

##### 条例附則第6項第2号該当性について

平成13年4月1日から施行された全部改正後の条例において、それまで開示請求の対象とされていなかった電磁的記録が、新たに開示請求の対象となる文書に加えられた。条例附則第6項本文及び同項第2号は、これらの新たに対象となる行政文書は全部改正後の条例施行日以降に作成又は取得されたもののみに限ることとし、遡及しての適用はしないことを定めている。これは、旧条例において公文書に当たらず開示請求の対象にならないものとして取り扱ってきたものを、遡及して対象とした場合の混乱を避け、開示制度の統一性を確保するとの理由からであると考えるのが相当である。したがって、平成11年9月に実施機関が取得した電磁的記録である本件行政文書は、条例附則第6項本文及び同項第2号に該当し、開示請求の対象とならない。

諮問実施機関	：熊本県知事（高齢保健福祉課）
諮問日	：平成13年 7月31日
答申日	：平成14年10月22日（答申第76号）
事案名	：介護保険一次認定ソフト（通信部分を除く）の不開示決定に関する件（平成13年諮問第108号）

## 答 申

### 第1 審査会の結論

「介護保険一次認定ソフト（通信部分を除く）」（以下「本件行政文書」という。）について、熊本県知事（以下「実施機関」という。）が不開示とした決定は妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成13年6月8日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、本件行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成13年6月20日、実施機関は、本件行政文書は、条例附則第6項第2号の規定により、条例に基づく開示請求の対象とならないものとして不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成13年7月21日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件不開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成13年7月31日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不開示決定を取り消し、本件行政文書を開示することを求めるものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び実施機関の理由説明書に対する反論書の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、概ね次のとおりである。

- (1) 本件行政文書は、平成13年3月31日以前に実施機関の職員が取得した電磁的記録であり、条例附則第6項第2号により条例第2章の適用対象外であるというが、これは解釈を間違っている。条例は、施行前の古い文書は現在使用されていなかったり、整理されていなかったりして探すのが大変なので適用対象外としているのであって、現在日常的に使用しているものまでも適用対象外とするのは条例の解釈が狭義に過ぎ、原則公開の条例違反である。この論法でいけば情報公開条例の施行前に作成された条例等は全て適用対象外となる。あまりにも杓子定規な解釈である。
- (2) 開示するに当たっては、著作権者である厚生労働省の承諾が必要とする同省の意見は間違っている。著作権法では42条の2で情報公開法、情報公開条例に基づく公開の場合は当該著作物を利用することができるものとされている。
- (3) 介護保険一次認定ソフトのうち、開示請求している部分を分離することは容易にできる。

## 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

- 1 条例附則第6項本文及び同項第2号において、「平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書を除く。）」については、条例第2章の規定は、適用しないことを定めている。

これは、行政文書のうち、平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した電磁的記録は、条例第2章の適用対象外であり、開示請求できる行政文書に当たらないことを規定するものである。

したがって、平成11年9月に取得した電磁的記録である本件行政文書は、開示請求の対象とならない。

- 2 異議申立人の主張する、日常的に使用している情報は適用対象外とはならないという点については、不知である。

- 3 参考として、厚生労働省の見解は次のとおりとなっている。
- (1) ソフトウェアの内容について第三者から開示請求を受け、これを複製する等により開示を行おうとする場合は、あらかじめ当該ソフトウェアの著作権者である厚生省の承諾が必要である。当該ソフトウェアの性質や構造を鑑みると、事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため開示は適切ではないと考える。
  - (2) 国は、認定ソフトウェアについては通信機能に係る部分を除き、原則公開とする。これは各県においての認定ソフトウェアの開示までも認容したものではない。各県において開示する場合は著作権者である国に開示内容を協議すること。
  - (3) 通信機能の部分を除いての認定支援ソフトの提供は技術的に困難であり、ソフトウェアの開発元業者でないと通信機能部分を除いての複製は不可能である。よって各県においての開示は困難であると考え。なお、通信機能部分を開示しない理由は認定支援ネットワークへの不正アクセス等の防止を図るためである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 開示請求に係る行政文書について

本件行政文書は、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第8項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定を支援するため、平成11年9月、国から都道府県及び市町村に配布されたCD-ROMを記録媒体とするソフトウェア（電磁的記録）（以下「介護保険一次認定ソフト」という。）の一部である。

介護保険一次認定ソフトは、要介護認定の一次判定を行う機能と認定支援センタに認定情報等を送信する機能（以下「通信機能部分」という。）に係るプログラム等から構成されている。

異議申立人が開示を求めるのは、介護保険一次認定ソフトのうち通信機能部分を除いたものである。

### 2 条例附則第6項第2号該当性について

- ( 1 ) 条例附則第 6 項は、条例第 2 章の規定（開示請求権や開示義務その他の規定）を適用しない行政文書として、第 1 号から第 5 号までの行政文書を列挙し、そのうち第 2 号は、「平成 13 年 3 月 31 日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書を除く。）」と規定する。全部改正前の熊本県情報公開条例（昭和 61 年熊本県条例第 37 号）においては同条例第 2 条第 1 項に規定する公文書のみが開示請求の対象となる文書とされていたが、平成 13 年 4 月 1 日から施行された全部改正後の条例においては、電磁的記録を含め公文書以外の行政文書も新たに開示請求の対象となる文書に加えられた。条例附則第 6 項本文及び同項第 2 号は、これらの新たに対象となる行政文書は、条例施行日以降に作成又は取得されたもののみに限ることとし、遡及しての適用はしないことを定めるものである。当審査会の調査によれば、本件行政文書は平成 12 年 4 月の介護保険制度開始に先立つ事前準備の一環である要介護認定の開始に伴い、平成 11 年 9 月、国から配布された電磁的記録であると認められる。よって本件行政文書は、条例附則第 6 項第 2 号に該当する。
- ( 2 ) なお、異議申立人は、本件行政文書のように日常的に使用しているものまで開示請求の対象外とするのは条例の狭義に過ぎる解釈であり、原則開示の趣旨に反する旨主張する。しかし、条例附則第 6 項本文及び同項第 2 号において遡及しての適用はしないことが規定されているのは、旧条例において、公文書に当たらず開示請求の対象にならないものとして取り扱ってきたものを、遡及して開示請求の対象とした場合の混乱を避け、開示制度の統一性を確保するとの理由からであると考えるのが相当であり、条例の解釈上現在使用されている文書は別であるとの見解は採用できない。

また、異議申立人は、開示請求の対象となるものか否かを行政文書の作成又は取得時期のみで判断すれば、「情報公開条例施行前に作成された条例等は全て適用対象外となり杓子定規な解釈である」と主張する。確かに、条例等を制定する際の起案文や条例等の原本については、作成時期により開示請求の対象外となるものもある。しかし対象外のものであっても、開示の申出があったときは開示に努めるという任意開示の制度（条例附則第 7 項）があり、また、条例等一般に公表すべきと判断されるものについては、ホームページ、印刷物等により

提供されており、入手・利用が可能である。したがって条例附則第6項について上記のように解釈することは条例の趣旨に反するものではない。

- (3) 上記のとおりであるから、本件行政文書が平成13年3月31日以前に実施機関の職員が取得した電磁的記録である以上、条例附則第6項第2号に該当するので、異議申立人のその余の主張について検討するまでもなく、実施機関が本件行政文書を開示請求の対象とならないものとして不開示としたことは、条例の解釈・運用に誤りはないものと認められる。

### 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

平成14年10月22日

#### 熊本県情報公開審査会

会	長	坂本 仁郎
会長職務代理者		石橋 敏郎
委	員	福嶋美和子
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子

## 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 7月31日	・ 諮問（第108号）
平成13年 8月20日	・ 実施機関から不開示理由説明書を受理
平成14年 8月29日	・ 諮問の審議
平成14年10月 1日	・ 諮問の審議